

幌延町まちづくり補助事業を活用してください

幌延町ふるさと創生資金を財源に、個性的で活力あるふるさと創生に資する活動事業に対し、補助する制度です。

- 補助事業者 幌延町
- 補助対象者 町内の団体・個人及び中小企業者（一定規準以下の会社及び個人、事業協同組合等）、財団法人及び社団法人、NPO 法人
- 補助申請期間 4月1日～11月30日
- 補助対象事業

事業名	事業内容	補助率	補助金限度額
①産業・経済福祉振興事業	地域の特性や資源を踏まえ、本町の産業及び経済の活性化又は地域福祉の向上に貢献しうる自主的かつ意欲的な取り組みで、新規性又は先駆性を有する次に掲げる事業 ア. 調査研究事業 新製品・新技術開発、創業、新分野進出等を調査・研究する事業 イ. 施設・設備事業 新製品の事業化・新技術の導入、創業、新分野進出等に必要とする施設及び設備を整備する事業（町内金融機関から受けた融資の各年度の償還元金への補助）	2/3以内	ア. 調査研究事業 150万円（一括交付） イ. 施設・設備事業 総額 1000万円 年 200万円限度 （分割交付）
②地域活動事業	本町の歴史、文化、芸術及びスポーツ等の振興を図る事業		150万円
③生活環境整備事業	うるおいとやすらぎのある環境、景観づくり事業		150万円
④人材養成事業	地域の活性化及び国際・地域間交流等の推進を図るための派遣研修等による、リーダー養成又は海外からのリーダー招へい事業、交流事業		国内研修事業(1人) 10万円 派遣事業国内(1人) 30万円 派遣事業国外(1人) 70万円 招へい事業 国内(1人) 50万円 招へい事業 国外(1人) 100万円 その他 20万円
⑤イベント等創造事業	本町の特性をいかした魅力あるイベントや祭等創造事業		150万円
⑥町内会館整備事業	地域住民の自主的な活動と連帯感で、明るく住みよい地域社会づくりに資する町内会館の整備事業		800万円

※平成23年度より、産業・経済振興事業の中に地域福祉を追加し、事業を「調査・研究事業」と「施設・設備事業」に分割しました。

「産業・経済・福祉振興事業」の交付方法を一部変更し、融資額の償還元金への補助としました。

また、「地域活動事業」と「生活環境整備事業」については、「産業・経済・福祉振興事業」があり、高額事業申請は想定されないことから、限度額を500万円から150万円に見直しました。

これまでに、この補助制度を活用して21件の事業が行われてきました。（平成3年～平成22年）

主なものとして、海外農業視察研修事業、農家看板制作事業、幌延よさこい祭開催事業、町内会館整備事業、パン・菓子工房開設事業などがあります。

産業・経済振興事業 2件、地域活動事業 4件、人材養成事業 6件、生活環境整備事業 4件、イベント等創造事業 2件、町内会館整備事業 3件

お申し込み・お問い合わせ先 総務課企画振興グループ 電話5-1111(内線222・223)